平成２８年（フ）第５６号
茨城県つくば市並木３丁目18番地12　セジュール並木203号
債務者　井坂　敏克
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７２号
群馬県前橋市西片貝町５丁目27番地14　サンヒルズ前橋　301号
債務者　秋元　優美
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第８８号
群馬県前橋市元総社町1281番地１　Ｅ－64号
債務者　関谷　光**邦**
1　決定年月日時　平成28年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
群馬県高崎市東貝沢町２丁目29番地３　Ｂ－１号
債務者　砂田　崇成
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７３号
群馬県安中市安中４丁目10番10号
債務者　山崎美加代
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１０７０号
京都市山科区勧修寺風呂尻町132番地１　ガーデンプロッサム102号室、前住所京都市山科区四ノ宮神田町52番地　マンハイム山科219号
債務者　稲葉　和民
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
京都市山科区音羽伊勢宿町18番地１　プロプル音羽301号室
債務者　宮下　友宏
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
京都府京田辺市三山木田中66番地３　エスリバー104、前住所京都府京田辺市薪水取１番地３　ヴェルデ壱番館101
債務者　時任　則子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
京都府京田辺市草内禅定寺43番地　ホーユウコンフォルト京都田辺508号、前住所京都府相楽郡精華町桜が丘１丁目16番地14
債務者　金澤　節子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
京都市伏見区竹田久保町62番地１　足立ハイツ607号
債務者　竹内　貴子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７４号
京都市南区久世大築町161番地　久世南市営住宅301
債務者　大嶋ヤス子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
大阪府河内長野市大矢船西町２番４－1101号
債務者　道明登喜子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
堺市美原区北余部471番地１
債務者　松原　章子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４７号
大阪府松原市河合５丁目245番地　625号
債務者　河内　豊
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
堺市南区竹城台１丁２番18－402号
債務者　井川　淑子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
香川県高松市円座町1606番地１　ステイブル円座Ⅱ103
債務者　宇野　真弓
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３３５号
盛岡市三本柳５地割35番地24
債務者　中里祐紀子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部